

2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1. だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。

① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

【回答】国保年金課

本市は、これまでも医療費等の給付と税負担の関係を毎年度検証しながら、国保税を改正しており、一般会計からの繰入についても国保加入者以外の市民の方々との公平性という観点など多方面から検討し対応して参りました。国保広域化後においても、これまでの考え方を踏襲しながら、国・県の動向を踏まえ、本市の財政状況も勘案しながら適切に運営して参ります。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されていました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

【回答】国保年金課

国民健康保険事業全体の財政基盤の充実強化について、機会あるごとに国・県に対して要望しています。

③ 国の保険者支援金を活用してください。

消費税8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用してください。2016年度の実績と2017年度の見込み額を教えてください。

【回答】国保年金課

国民健康保険基盤安定負担金は、保険者支援分と保険税軽減分があり、平成28年度の保険者支援分は182,552千円、保険税軽減分は198,301千円でした。また平成29年度当初予算においても、前年度同様の額を見込んでおります。

④ 国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3としてください。

地方税法では応能割と応益割の標準割合は5対5とされています。応益割負担を増

やせば低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した7対3など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかかる。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

【回答】国保年金課

本市における応能割と応益割の割合は、概ね70:30であります。本市は、医療費等の給付と税負担との関係を毎年度検証し、低所得者にも配慮しながら国保税改正を実施しております。

⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

【回答】国保年金課

法定軽減率は「7割・5割・2割」とし、地方税法施行令の一部改正に併せて限度額を改正しています。また、低所得者層については、生活保護担当課などと連携を図りながら、対象世帯の生活実態を把握する中で、国民健康保険税条例に則り適切に対応していきます。国民健康保険事業全体の財政基盤の充実強化について、機会あるごとに国・県に対して要望しています。

(2) 減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免された世帯は、2014年度と2015年を比較すると約300世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の1.6%にすぎません(2016年社保協アンケート)。滞納世帯が20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】国保年金課、収納課

本市では、納税催告書や市の広報、ホームページに納税相談窓口開設を掲載し、自主納付の呼び掛けと併せて分割納税等の取扱いを実施しております。倒産や解雇等の理由で職を失った方への国保税軽減措置については、ホームページ等で周知しております。また本市では、低所得者世帯を対象とした軽減措置として「7割・5割・2割」の軽減を導入しており、平成29年度も軽減判定の基準額の引き上げを行っております。

減免や猶予などの徴収緩和制度については、広報紙やホームページなどで繰り返し周知を図っています。また、著しい生活困窮状態にある方には減免申請を促すなど、減免規定の弾力的な運用を図っています。

(3) 国保税滞納による資産の差押えについて

① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に6年連続で上昇。2015年度91.45%に達しています。埼玉県内でも0.55ポイント上昇し90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」、「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度となく納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差し押さえしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回答】 収納課

滞納者に対しては、督促状はもとより、適宜、電話・臨宅・文書による納税催告により自主納付を促すとともに、収支状況を確認した上で分割納付を認めるなど、納付方法や徴収緩和などにかかる納税相談に努めています。

しかし、納付または相談がなく滞納が継続する場合は、財産調査を行い、最低生活費を超える資力を有すると認められるときは、止むを得ず、滞納処分を行っています。

一方、著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が見込めないときは、適正に滞納処分の執行を停止しています。

② 2016年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。

地方税法15条にもとづく2016年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

【回答】 収納課

徴収の猶予 : 1件(申請1件、適用1件) 916,200円

換価の猶予 : 0件、0円

滞納処分の停止 : 610件、56,014,489円

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

2017年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より3自治体増え26(41%)、10件未満はゼロも含めて前年より1自治体減少し40(63.5%)となりつていきます。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

【回答】 国保年金課

被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき、適切に対応しております。

(5) 窓口負担の減額・免除について

① 患者の一部負担金の減免規定(国保法44条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるといのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えて下さい。

被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

【回答】国保年金課

加須市国民健康保険に関する規則第15条の取扱事務について、要領を定め、生活保護基準の1.2倍以下の生活困窮世帯に適用しています。

② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにしてください。

国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用できるよう、広く周知してください。

【回答】国保年金課

現在、特段周知はしておりませんが、近隣市の状況を踏まえながら検討して参ります。

(6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。

① 市町村の運営協議会を存続させてください。

2018年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させてください。

【回答】国保年金課

国保広域化後においても、市町村の国保運営協議会は存続するものと認識しております。

② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016年度23自治体と3つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は12こちらも1つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

【回答】国保年金課

自治会、商工会、医師会等の関係団体への委員の推薦を依頼し、推薦のあった方に運営協議会委員を委嘱しています。

③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。

国保運営協議会は昨年より4つ増え41自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にして下さい。非公開の自治体は公開して下さい。

【回答】国保年金課

審議会等の会議の公開及び会議録の公表制度に基づき公開しております。

(7) 保健予防活動について

① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】健康づくり推進課

現在、少子高齢化がすすみ、経済・社会情勢の変化が急激に起こっている中で、国民健康保険制度は、医療費が増加するという制度の構造的な問題を抱えております。しかしながら、このような状況においても、加須市国民健康保険における特定健康診査については、本人負担はなしとなっており、無料で受診することができます。

また、受診期間については、個別受託医療機関と毎年協議しながら、受診期間を設定し、なるべく多くの方に受診していただけるよう努めているところです。

なお、今年度から、特定健康診査の所管課が、国保年金課から保健師等の所属する健康づくり推進課に移管されたことにより、健診項目や内容についても、より専門的な視点から内容を検討できるようになったため、病気などの早期発見・早期治療につながるよう、効果的な保健事業を推進してまいります。

② ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】健康づくり推進課

国が効果を認めているがん検診（胃、肺、大腸、子宮頸、乳）については、受診者の自己負担は、原則無料とし、市民が受診しやすい環境づくりを図っています。ただし、乳がん検診については、他の検診に比べ1件あたりにかかるコストが高額なことから、1,000円の自己負担をいただいておりますが、市民税非課税及び生活保護世帯については無料としております。その他、50歳以上の男性に対し前立腺がん検診を、40歳および41～45歳で過去に受けたことがなく受診を希望される方に対し胃がんリスク検診を1,000円の助成で実施しておりますが、市民税非課税及び生活保護世帯については無料としております。

また、市では特定健診の集団健診と個別健診を行っており、がん検診の同時受診を推奨しております。特定健診の個別健診を希望する方は、医療機関で胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、肝炎検査及び前立腺がん検診を同時に受けることができ、集団健診を希望する方は、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診及び前立腺がん検診を同時に受けることができます。

さらに、子宮頸がん検診と乳がん検診については集団検診と個別検診を実施し、特に子宮頸がん検診は、委託医療機関が少ないため、昨年度からHPV検査も含め、市外医療機関でも受診できるようにしました。胃がん検診については集団検診の他に内視鏡による個別検診も選択できるようにしております。

平成29年度からは、特定健診と大腸がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診を同時に行える集団健診の回数を増やしました。

今後も、すべてのがん検診について、対象者全員への個別通知や、市報やホームページでの周知を行い、市民のがん検診受診促進に努めてまいります。

③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】健康づくり推進課

市では、平成 28 年に策定した第 2 次加須市健康づくり推進計画に基づき、同計画で定めた 7 つの分野別目標である①病気の予防②食育の推進③身体活動・運動の推進④休養・こころの健康の推進⑤歯・口腔の健康の推進⑥たばこ・アルコール対策の推進⑦医療体制づくりを基本として様々な事業を実施しています。

そして、事業の実施にあたり、保健師等は事業の中心となり、様々な視点で積極的に展開し、市民との関わりを大切にしながら健康寿命の延伸に努めています。

具体例を申し上げますと、まず、筋力アップトレーニング事業です。この事業は、生活習慣病や転倒骨折等を予防するため、積極的に筋力の増強を行うもので、本市が埼玉県から健康づくりに最も優れた事業として推奨されており、事業参加後の改善結果が数値に表れ効果が実感できる事業となっております。

次に、健診や血圧測定の結果から、自分の身体の状態を理解し関心を高め、健診受診の必要性や生活習慣の改善点を確認するため、健康相談事業を実施しています。特に、保健師と管理栄養士へ生活習慣の改善に向けた具体的な相談ができる重点健康相談については、市の健康課題である糖尿病予防健康相談の回数を増やして実施しています。

さらに、生活習慣病の予防を図るため、自分に合った運動を見つける運動を中心に生活習慣を見直す運動体験講座や、食生活の知識や行動を見直す改善につなげるためのリフレッシュクッキングなどの講座を保健師等が自ら企画し、講師として健康の大切さを伝えることにより、市民の健康意識を高めることに寄与しています。

また、平成 26 年度から、健康づくりへの関心を高め、市民が楽しみながら自主的・積極的な健康づくりに取り組むことを促進するため、かぞ健康マイレージ事業を実施しています。この事業は、楽しみながら各種検診（健診）の受診や健康に関する事業への参加等し、ポイントをクリアすることにより、市内で使用することができる商品券を手にすることができるものであり、受診率の向上、健康寿命の延伸につながっていく効果のある事業です。

今後も、保健師等の専門性・機動性をより一層活かすとともに、市民の皆様が自ら健康管理に関心を持ち、様々な事業に参加いただき、「埼玉一の健康寿命のまち」の実現を目指していきたいと考えています。

2. 後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】国保年金課

健康診査の自己負担は、平成 20 年度当初から無料としているほか、市単独で貧血検査など、検査項目の上乗せをおこなっています。

また、人間ドックは平成 27 年度より 2 万円を上限に補助を行っており、歯科検診は対象年齢に制限はあるものの、広域連合にて無料健診を行っています。保養施設宿泊補助については、埼玉県国民健康保険団体連合会の保養施設宿泊利用共

同事業と同様の補助を行っています。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】 国保年金課

保険料滞納者については、電話催告などの際に、必要に応じて被保険者を含む世帯員の状況把握を行っています。

なお、資格証明書及び短期保険証の発行はありません。

2. **だれもが安心して介護サービスを受けられるために**

1. 訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。

また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工夫した点、課題として考えている点を教えてください。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

【回答】 高齢者福祉課

平成29年5月末時点では、総合事業のサービス提供者は、ほとんど従来から介護サービスを提供していた指定事業者です。事業内容については、利用者の状態に合ったサービスを提供できるよう、訪問及び通所サービスともに3種類ずつ、計6種類のサービス類型を用意しています。平成29年度の総合事業利用者数の見込みとしては、これまでに予防給付の訪問介護及び通所介護を利用していた人数の半分（1年間の移行期間中であるため）と見込み、概ね200人（=412人÷2）を見込んでいます。利用者負担の基準については、概ね現行の介護給付を基本とし、所得に応じ1割から2割の負担としています。

総合事業に移行して間もないことから、現時点では目立った課題はありません。

今後、介護専門職のさらなる不足が見込まれる中、軽度な家事援助については、専門職ではなく住民を主体とする担い手を徐々に養成しなくては、必要な介護を受けられない方が出てくるおそれが多分にあるものと考えています。

2. 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る手立てを教えてください。

【回答】 高齢者福祉課

本市では、高齢者支援の考え方として、高齢者一人一人の状態に合った支援が重要と考えております。その意味において、元気な高齢者が要介護状態にならないように支援する介護予防の施策・事業が引き続き重要である、と考えています。

現在の高齢者支援計画において重点事業の一つとしているのが、「ふれあいサロン事業」です。歩いていける身近な集会所などに仲間との交流の場を提供し、おしゃべりや運動の機会を増やすことで閉じこもりや認知機能の低下を予防することを目的としています。参加者の意向を聴いた上で、おしゃべり、転倒予防体操、認知症予防体操、手芸、ゲームなどさまざまなプログラムを実施しています。平成 29 年 3 月末現在で、市内で 103 グループが活動しております。市内の自治協力団体のエリアに最低 1 つずつ、計 179 グループの設置に向けて努めます。

認知症に対する正しい理解を市民に啓発するため、認知症サポーター養成研修事業を従来から実施しています。毎年度 400 人の養成を目標としており、平成 28 年度は延べ 448 人を養成し、平成 29 年 3 月末現在の累計では 3,824 人を養成しています。引き続き、認知症の正しい理解の促進に努めてまいりたいと考えています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

定期巡回 24 時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がいわれています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。

また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内 30 ヶ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

【回答】 高齢者福祉課

市が財政支援を行い、平成 29 年 2 月末に市内で初めて定期巡回・随時対応型サービス事業所が開設いたしました。ケアマネジャー、民生委員などへの普及活動を支援してまいりましたが、平成 29 年 5 月末現在では、いまだ利用者がいないと伺っています。サービス自体の知名度不足や人員配置基準が厳しいことから、定期巡回・随時対応サービス事業所の増加は厳しいものと考えています。一方、利用者については、市が実施した高齢者生活実態調査からも一定のニーズがあるものと認識しています。市民やケアマネジャーをはじめとする介護関係者に本サービスを知っていただけるよう、引き続き周知に努めてまいりたいと存じます。

また、在宅医療連携拠点については、北埼玉地域（加須市、羽生市の区域）では、平成 27 年 9 月に北埼玉在宅医療連携室が設置されております。医療と介護の多職種で構成される加須市在宅医療・介護連携推進委員会の開催なども通じて、関係者間の「顔の見える」良好な連携関係が構築されております。

長寿化の進行に伴い、今後ますます在宅で医療・介護の双方を必要とする人が増加すると見込まれます。増え続ける医療・介護ニーズに対応できる医療・介護人材の確保等、サービス提供体制の確保が課題となっております。

4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上としたことから、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図

ってください。

【回答】高齢者福祉課

本市では、待機者の解消を目的に、計画的に整備を促進してまいりました。その結果、施設数 9、定員 710 人の特別養護老人ホームが整備され、定員に対する高齢者人口比率では、県内 40 市中（平成 28 年 4 月現在）2 位と高水準を保っております。その一方で一定の空き床も発生していることから、市独自に待機者へ直接情報提供するなど空き床の解消（施設の有効活用）に努めているところです。

第 7 期介護保険事業計画における特別養護老人ホームの整備につきましては、既存の市内施設の入所状況や待機者の現状等を把握した上で、市民の負担となる介護保険料とのバランス等を総合的に考慮しながら適時判断してまいります。

特別養護老人ホームの特例入所については、チェックシートを用意し、本人の症状や体の状態、同居家族の有無や介護への関わり方、介護サービスの利用状況、介護支援専門員等からの居宅における生活困難度の聴取等を踏まえ、特例入所に該当する事由があると認められるか否かを判断し、その結果を意見として施設に回答しています。今後とも適切に対応してまいります。

5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

【回答】高齢者福祉課

介護保険制度を安定的に運営していくためにも、介護職の人材確保は大変重要な課題と認識しており、処遇改善についても国による更なる充実が必要であると考えております。

市では、介護サービス事業所での就労を希望する方には、市の本庁舎内にあります「ふるさとハローワーク加須」を紹介するなど、雇用対策を担当する産業雇用課と連携しながら情報の提供等を行っております。

今後とも、国や県と連携して対応してまいりたいと考えております。

6. 要介護 1、2 の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。

要支援 1、2 の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護 1、2 の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護 1、2 の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上広げないでください。

また、介護保険料の 2 割負担や補足給付の実施による介護保険制度の利用控えなどがおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

【回答】高齢者福祉課

介護保険制度は、介護を社会で広く支えるための制度でありますので、制度改定に

あたっては、財源の問題も含め、必要な人が必要なサービスを利用できるような制度設計をお願いしたいと考えております。

7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待されるところです。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置するとともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

【回答】高齢者福祉課

加須市には、5 か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）が設置されています。それぞれの高齢者相談センターの設置主体は、加須中央・北川辺・大利根の3 か所が市直営、加須東部・騎西の2 か所が社会福祉法人への委託となっています。

高齢者相談センターは、公正・中立な立場から、地域住民の心身の健康保持と生活安定のために、「総合相談・支援」、「介護予防ケアマネジメント」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント」などを担う中核機関となっており、各地域包括支援センターには、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開しています。各高齢者相談センターの員数につきましては、条例（加須市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準等を定める条例）に則り、必要な員数を確保しています。

在宅医療・介護連携における高齢者相談センターの役割ですが、市民からの直接の相談窓口としております。

なお、加須市内においては、平成 27 年 9 月に埼玉県地域医療介護総合確保基金を活用した「北埼玉在宅医療連携室」を北埼玉医師会が設置し、在宅医療・介護連携の拠点として高齢者相談センターをはじめとした医療、介護等の多職種が協働しながら、在宅療養する高齢者の支援に携わっています。

8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

【回答】高齢者福祉課

介護保険料の減免につきましては、加須市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱基準に基づき、生活保護基準等を踏まえ、公正に判断しております。

また、利用料の減免につきましては、現在、介護サービス利用者負担助成事業として、居宅サービスを利用する低所得者に対し、利用者負担額の一部を助成しております。今後、本事業を実施していきたいと考えております。なお、負担割合に係る周知は広報紙等で行っておりますが、一部の方の負担割合が2割になったことに関する利用者からの意見等はございません。

9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

【回答】高齢者福祉課

第7期の介護保険料につきましては、持続可能で自立した介護保険財政運営を図るため、サービス見込み量と負担とのバランスを考慮した、総合的な視点に基づき設定いたします。また、介護給付費準備基金の平成29年3月末の残高は、201,541千円となっておりますが、本年度の介護給付費等の支出状況を踏まえて、保険料の軽減のための取り崩し等も検討してまいります。

なお、平成28年度の保険給付費は6,887,336千円、第1号被保険者数は30,465人（平成29年3月31日現在）となっております、ほぼ計画通り推移しております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バリアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

【回答】障がい者福祉課

障害者差別解消地域支援協議会の設置につきましては、本市は自立支援協議会を行田市・羽生市と共に北埼玉地域3市で共同運営しており、北埼玉地域の社会資源を活用しつつ、不足するサービスや事業所の偏在の解消に努めながら、地域全体の水準の維持・向上に取り組むとともに、障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せ持つことにより、地域での障害者差別解消のための情報共有、意見交換の場としているところでございます。

また、福祉のまちづくり点検活動につきましては、道路や水路、公園、駅前広場などの公共施設の危険個所などの情報を、市民や事業所、市職員から提供いただき、各施設の担当課で速やかに対応する取組がございますので、今後につきましても、この取組の担当課と連携・協力してまいりたいと考えております。

2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってくだ

さい。なお、自治体内のショートステイの整備状況（か所数とベット数）と、他の市町村のショートステイを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

障害福祉事業所の不足解消が大きな課題でもある本市としては、一昨年から地域の関係法人・施設等に強く働きかけ、事業所（サービス）の拡充を図ってきたところです。幸い、多くの法人・施設等の協力を得ることができ、一昨年度、昨年度と新たな施設・事業所の開設が実現しております。ショートステイについては、騎西地域のグループホーム内に1室専用居室が設けられました。近年中に開設を目指す事業所からの相談も受けているところです。今後も地域の関係法人・施設等との協働による基盤整備に努めてまいります。

- ・市内ショートステイ 1か所、ベット数1
- ・他市町村ショートステイ利用者数 19人

3. 地域活動支援センターⅢ型事業（①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型）の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センターⅢ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で約1,600万円、というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の処遇の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】 障がい者福祉課

市内の地域活動支援センター（サービス向上型）への運営補助を行うほか、市民が利用している周辺自治体のⅢ型を含む地域活動支援センターについては、利用状況に応じた委託料を支払っています。処遇改善は業界全体の課題と理解していますが、事業所との意見交換の場においては、補助金額改善等の具体的な要望はいただいております。

- ・①旧心身障害者地域デイケア型 3人
- ・②旧精神障害者小規模作業所型 0人

4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を働きかけてください。

【回答】 障がい者福祉課

県基準では1時間当たり950円の利用者負担を、本市では独自に18歳以上の方は650円、18歳未満の方の場合は世帯の生計中心者の所得課税額に応じて無料から650円までとしています。

なお、県との財政負担割合等につきましては、周辺自治体とも協議しながら、障害福祉サービス全体の中で必要な要請・要望につなげていきたいと考えます。

5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの場を整備してください。

- (1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

【回答】障がい者福祉課

行田市・羽生市と共同で設置・運営する北埼玉地域障がい者支援協議会の機能強化は喫緊の課題と受け止めており、現在、事務局（羽生市）を中心に、求められる機能を果たすための諸条件の整備を図ろうと取り組んでおり、情報の共有化、意見交換等により明らかになった課題などについては、各市が支援策等を次期計画に盛り込むよう検討しているところです。

- (2) 入所支援施設待機者が県内で1400人～1500人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護50歳以上の障害者を80歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです。

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目玉と称されるグループホームも同様に圏域外や県外に依存している実態があり、都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

【回答】障がい者福祉課

国の入所支援施設整備の方針が埼玉県の実情と乖離していることから、県は国の理解を求めていくとしています。いずれにしても、グループホームを含む居住系サービス事業所の不足は本市にとって大きな課題ですので、地域の関係法人・施設等に強く働きかけ、グループホームの拡充に努めています。平成27年度に2施設（定員計14名）の開設、平成28年度にも2施設（定員計12名）が開設しており、その他にも整備計画の相談を受けています。

6. 65歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。

65歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別（ローカルルール）を持ち込まないでください。

【回答】障がい者福祉課

障害者総合支援法第7条の規定に基づき介護保険法を優先して給付の調整を図るものですが、この規定は両制度のいずれか一方のみで障がい者支援を行えという趣旨ではないと承知しています。65歳をもって機械的に介護保険のサービスの範囲で支援することとなるものではありませんので、障がい者個々の実態に応じて、両制度を効

果的にかつ適正に利用して支援いたします。

また、根拠のないローカルルールを導入は考えておりません。地域の実情に合わせた工夫と、資源の有効活用に努めながら、障害者福祉の向上を図ってまいります。

7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめるとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

【回答】障がい者福祉課

子育て支援医療費では0歳～中学校卒業までのお子さんたちの市内医療機関における窓口払いを廃止して、いわゆる現物給付とするのに合わせ、重度心身障害者医療においても0歳～中学校卒業までのお子さんの支払いについて、同様としています。

年齢の拡大については、現時点では市の財政事情を考慮し考えておりません。

請求の手続きが大変不便であるとのことですが、医療費の助成制度は保険診療の自己負担分を支給するものですので、医療機関による健康保険の診療報酬（レセプト）請求と同様に書類を取り扱うことが求められることから、適正な給付（支払い）を行うとともに、ご家庭の受診状況を点検するため、利用者の皆様にもご協力をお願いしたいと存じます。

重度心身障害者医療の対象ではない精神障害2級の方も、自立支援医療（精神通院医療）では負担軽減が図られていますので、活用できる医療制度のご案内をし、治療に役立てていただきたいと考えております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】保育幼稚園課

加須市においては、4月1日の待機児童は、ゼロでございます。希望の保育園があり、それ以外の保育園に空きがあっても、希望の保育園に空きが出るのを待っている状況の児童については、10名でございます。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

【回答】保育幼稚園課

加須市では、保育の確保は原則認可保育所で確保することを平成27年3月に策定し

た「加須市子ども・子育て支援計画」でお示ししており、現在もこの方針に変わりございません。認可外保育施設は4施設ありますが、いずれも認可施設への移行の相談等はなく、今年度も、認可外保育施設として運営しております。また、地域型保育施設は現状、加須市にはございませんので、今後、移行を含め相談があれば協議させていただくことになろうかと存じます。その際には、詳細を確認のうえ、子ども・子育て支援計画との整合性を含め判断させていただくこととなります。

2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に10000円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

【回答】 保育幼稚園課

加須市では、保育従事者につきましては、有資格者としております。現行の制度では、公定価格に処遇改善に係る加算措置がございますが、加須市では、市の単独補助として、園児及び保育士の処遇改善に資する経費に対する補助金を交付して、保育の質の向上を図っておりますので、引き続き補助を実施して保育士の確保、質の向上を図っていきたく存じます。

3. 保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

【回答】 保育幼稚園課

加須市では、埼玉県多子世帯保育料軽減事業補助金（1/2）を活用して、入所時点で3号認定（満3歳未満）の児童が、同一世帯のなかで第3子以降であれば、兄弟の年齢制限なく保育料を無料としています。さらに、低所得者対策として、市民税非課税世帯の保育料を無料としています。

また国が定めている保育料の基準に対して、加須市の保育料は平均約52%となっています。

4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しないでください。

【回答】 保育幼稚園課

平成27年度より新制度に移行され3年目を迎えますが、現行制度においても、必要な保育の確保は、市の責任において行わなければならないと考えております。市として、保育の質の向上、必要な施設の整備につきましては引き続き注力して参ります。また、必要な保育には、求職中や育休中の継続保育も含まれるものと考えておりますので、これまで同様の保育を提供して参りたいと存じます。認定こども園につきましては、法人の意向が優先されますので、ご相談があれば協議させていただきたいと存じます。

【学童】

5. **学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。**
学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

【回答】子育て支援課

今年度(4/1 現在)の市内の放課後児童健全育成室は 33 箇所です。公立の放課後児童健全育成室は、学校の余裕教室を利用して実施しております。施設整備については、順次整備を進めておりますが、住宅開発に係る児童の増加や利用希望率の増加により、待機児童が発生している状況であります。今後も、児童の推移を検証しながら整備を進めてまいります。

大規模クラブの分離・分割については、パーテーションを設けて実施しており、今後も利用児童数の増加に応じてパーテーションを追加して設置する予定です。

6. **学童保育指導員の処遇を改善してください。**

児童クラブの指導員（支援員）の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。

厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用してください。

また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

【回答】子育て支援課

公立放課後児童健全育成室については、各室ごとに主任指導員を配置し、体制を強化するとともに、賃金体制の見直しと賃金アップを図り、処遇を改善しております。

また、県で実施している「放課後児童支援員」の認定資格研修へ順次指導員が参加し、資格を取得しています。

資格を取得した指導員については、処遇改善を行っており、増員を図っておりますが、希望する人員に対し、不足している状況です。

民営放課後児童健全育成室についても「放課後児童支援員」の認定資格研修へ参加し、各クラブにおいて処遇改善が図られているところです。

7. **トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。**

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

【回答】子育て支援課

公立放課後児童健全育成室については、学校の余裕教室を利用して実施しているところで、トイレについては洋式トイレが設置されているところです。

また、空調設備については夏休みなど一日保育を実施していますので各部屋に設置しています。

民営放課後児童健全育成室においても、トイレや空調設備は整備されています。

【子ども医療費助成】

8. **子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を 2018 年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学 3 年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】子育て支援課

加須市の子どもの医療費無料化については、通院、入院とも中学 3 年（15 歳年度末）までを対象としており、食事療養費についても助成しております。

医療費無料化にかかる 18 歳年度末までの年齢拡大については、市の財政事情を考慮し考えておりませんが、医療費助成制度の更なる拡充については、国や県へ要望を行ってまいりたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにしてください。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにしてください。

生活保護の受給をためらうことでのちに關わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

【回答】社会福祉課

生活に困窮した方が来所して、相談を希望している場合は各課から生活困窮者自立相談支援事業を案内しています。相談内容をよく聞いたうえで、その世帯の事情に合わせて生活保護担当とも連携を行っております。

生活保護制度を説明する「保護のしおり」及び「申請書」は常時、社会福祉課の窓口へ備え付けてあり、必要な方にはいつでもお渡しできる状況にしております。

2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

【回答】社会福祉課

生活保護制度の適正な実施のため、世帯員全員の資産や収入の状況、健康状態、扶養義務者の状況、その他保護の決定又は実施に関し必要な事項について、関係機関等への照会を実施する必要がありますので、引き続き同意書の提出を求めて参ります。

資産に関する申告は、局長通知において少なくとも 12 箇月ごとに行わせることとされており、生活保護世帯の生計、資産等の状況を適切に把握するために必要です。挙証資料の確認等を含め、今後も引き続き本人に十分説明のうえ対応して参ります。

3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないでください。

【回答】 収納課

滞納処分は、督促、催告及び納税相談に応じていただけない場合であって、財産調査の結果から最低生活費を超える資力を有すると認められるときに執行し、著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が見込めないときは、適正にその執行を停止しています。

なお、督促は、滞納処分の法定要件であることから、滞納処分の執行を停止する場合においても行われます。

また、納期限前であれば、申請により減免する場合があります。

4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯の暮らしが圧迫され、健康で文化的な暮らしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

【回答】 社会福祉課

生活保護の基準は、生活保護法第8条により、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものとして厚生労働大臣が定めることとされており、厚生労働大臣が定める生活保護法による保護の基準が改正されたことに伴い保護費が引き下げられているため、国への要請は考えておりません。

5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やして下さい。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官OBの配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しないようにしてください。

【回答】 社会福祉課

現在、標準数に比べて1名不足しておりますが、日頃から生活保護業務の適正な運営に努めているとともに、親切丁寧に対応しているところです。ケースワーカーの増員につきましては、人事所管課と協議のうえ適切に対応して参りたいと存じます。また、資格を持たない職員につきましては、速やかに資格取得に向けて対応しているところです。

次に、ケースワーカーに警察官OBの配置は行っておりません。なお、面接相談員には、社会福祉行政や社会福祉施設などで社会福祉に関する相談業務を3年以上従事した経験を有する者を臨時的任用職員として配置しており、毎年各種研修会へ参加させるとともに、日頃より面接相談員としての資質の向上に努めているところであります。

6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようにしてください。

【回答】 社会福祉課

無料低額宿泊所に入所している被保護者の意向を尊重しながら、できる限り速やかに住居が確保できるよう、担当ケースワーカーが支援に努めているところです。

7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充して下さい。(町村は除く)

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えてください。

自立相談支援事業は自治体が直営で行なってください。「水際作戦」とならないように生活保護につなぐべき人につながるようにするなど生存権保障を重視してください。子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

【回答】 社会福祉課

生活困窮者相談自立支援事業は平成27年度当初より直営で事業を行っております。生活保護に至る前の困窮者を支援し、他制度の利用提案や就労指導、家計相談等を行い、生活困窮者が抱える課題を解決してきております。また、生活保護担当と常に連携し、生活保護が必要な世帯については速やかに情報提供をしております。

生活困窮者住居確保給付事業においては離職により住居を失うおそれのある方に対し、就職活動を支えるため家賃を有期で給付し、就職に繋げるよう支援しております。

生活困窮者学習支援事業では「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯への学習支援のみならず進路相談や保護者の養育相談も実施しており、より良い支援方法を検討しながら支援を行っております。

8. 生活福祉資金の活用を周知してください。

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効果的に実施することになっていきます。緊急小口資金(貸付限度額10万円)については、住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

【回答】 社会福祉課

本課の窓口对生活困窮者相談支援員を配置しており、生活福祉資金について分かりやすく説明しているほか、生活福祉資金のパンフレットを窓口に備え付けており、必要な方にはいつでもお渡しできる状況です。

また、社会福祉協議会の生活福祉資金担当者と貸付の可能性について随時相談し、利用を案内しているほか、相談者の負担軽減を図るため、生活困窮者相談支援員と生活福祉資金担当者が情報共有や同席して相談を受けるなどしています。

今後も自立支援策の一つとして、広く周知を図って参ります。

【就学援助】

9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。

今年3月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学20,470円から40,600円、中学校入学23,550円から47,400円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では4月25日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡充してください。2018年度に入学する生徒へは2018年3月に支給できるようにしてください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法26条の「義務教育は無償」に基づく就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子どもの心を痛めない方法で実施してください。

【回答】 学校教育課

本市の就学援助事業につきましても、平成 29 年度要保護児童生徒援助費補助金の補助単価の一部見直しに伴い、今年度より、「新入学児童生徒学用品費等」の支給限度額をそれぞれ、小学校 40,600 円、中学校 47,400 円として支給できるよう措置をしております。

また、本市の準要保護児童生徒への就学援助事業につきましては、国の要綱に準じて行っておりますが、準要保護児童生徒への就学前の「新入学児童生徒学用品費等」の支給については、認定時期や認定方法などの課題もございますので、今後、検討してまいります。